

治験・製造販売後臨床試験に係る経費の算定について  
(2019年4月改訂、2019年5月施行)

	変更前	変更後	理由
V. 経費の納入期限について	(記載なし)	<u>V. 経費の納入期限について</u> IからIV項に係る経費の納入期限は、原則として請求書の発行月の翌月末日とする。ただし、協議の上、特に必要があると認められた場合は、相当日数を加算することができる。	依頼者要望に合わせた
VI. 業務をSMOに委託する場合について	V.	VI.	項数変更
VII. 改正前の契約の取り扱いについて	VI. 改正前の契約の取り扱いについて この取り扱いは平成30年4月1日から施行し、この取り扱いの施行前に契約を締結した治験等については、なお従前の例による。 <u>付記</u> <u>この算定については、平成30年4月1日から適用する。</u>	VII. 改正前の契約の取り扱いについて この取り扱いは2019年5月16日から施行し、この取り扱いの施行前に契約を締結した治験等については、なお従前の例による。ただし、第V項を除く。	改訂日修正 記載整備